

串間市監査委員公告第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和2年3月23日

串間市監査委員 吉 本 之 俊

串間市監査委員 門 田 国 光

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

串間市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の場所	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の方法	1
6	監査した委員	1
7	監査対象及び監査実施日等	1～2
8	監査の結果等	2～5

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の範囲

主として令和元年度執行に係る出納その他の事務の執行

3 監査の場所

串間市役所監査委員事務局

4 監査の着眼点

財政援助団体については当該財政援助に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者については当該施設の指定管理に係る出納その他の事務において、補助金等の額の算定、交付方法、時期、申請及び請求手続等が、関係法令や協定書に基づいて適正に執行されているか、また、所管課がこれらの団体に対し適切に指導監督を行っているか等を着眼点として監査を実施した。

5 監査の方法

監査に当たり、あらかじめ資料の提出を求め、補助金に係る出納その他の事務が適正に執行されているかどうかについて、関係帳簿及び関係書類と照合点検し、それぞれの団体役員及び事務局職員並びに主管課職員から説明を受けた。

6 監査した委員

串間市監査委員 吉本之俊

串間市監査委員 門田国光

7 監査対象及び監査実施日等

監 査 対 象	所 管 課	実 施 年 月 日
串間市青年団協議会育成補助金 (串間市青年団協議会)	生涯学習課	令和2年2月12日
串間市道路建設景観推進 事業運営費補助金 (串間のみちを考える女性の会)	都市建設課	令和2年2月12日
多様な担い手組織アクション サポート事業補助金 (串間市農業リーダー協議会)	農業振興課	令和2年2月12日

監 査 対 象	所 管 課	実 施 年 月 日
まち・ひときらめく☆よかまち 創 造 事 業 補 助 金 (B r i g h t L i g h t)	総 合 政 策 課	令 和 2 年 2 月 1 2 日
串間市淡水魚増殖事業補助金 (串間市淡水漁業協同組合)	農 地 水 産 林 政 課	令 和 2 年 2 月 1 3 日
地 域 安 全 対 策 補 助 金 (串 間 地 区 防 犯 協 会)	危 機 管 理 課	令 和 2 年 2 月 1 3 日
串間市文化協会育成補助金 (串 間 市 文 化 協 会)	生 涯 学 習 課	令 和 2 年 2 月 1 3 日
串間市立図書館指定管理 (一 般 社 団 法 人 翼)	生 涯 学 習 課	令 和 2 年 2 月 1 3 日

8 監査の結果等

監査対象の補助団体及び公の施設の指定管理に関する事務については、概ね適正に処理されていると認めたが、一部、会計処理等に改善を求められるものがあり、下記のとおり指摘・要望する。今後、所管課と各団体において必要な検討・改善を加え、事務処理等の適正な執行に努められたい。

また、提出された資料については、誤謬等が見受けられ、資料提出後の差し替えもあったところである。資料の提出にあたっては、十分な精査のうえ、提出されるよう要望する。

(1) 串間市青年団協議会育成事業補助金（串間市青年団協議会）

- ① 補助金の会計経理については、各種出納関係帳票、預金通帳、領収書等の証拠書類を確認したところ計数等に誤りは認められなかったが、予算執行状況において途中退会者への記念品代として活動費から予備費へ流用し、予備費からの支出として処理されている事項が見受けられたので、所管課との協議により、科目設定を行うなど、適切な事務執行をすべきである。
- ② 当該団体が継続して活動していくためには、団員の拡充が重要であるが、近年は団員数の減が見受けられるので、行政も協議会加入の働きかけに協力し、加入者の増を図るとともに、串間市青年層の生活、文化、体育の向上に努められたい。

(2) 串間市道路建設景観推進事業運営費補助金（串間のみちを考える女性の会）

- ① 補助金の会計経理について、各種出納関係帳票、預金通帳、領収書等の証拠書類を確認したところ計数等に誤りはなかったが、一部予算における事業費から事務費への流用については、予備費から充当するのが望ましいと思料する。
- ② 会計処理の負担軽減と効率化を図るため、銀行からの払い出しをまとめて行っているとのことであるが、資金前渡により必要な額を支出した上で適宜精算するなど、会計処理の方法を改善されたい。
- ③ 昨年、東九州自動車道における「奈留～串間～夏井間」、「油津～南郷間」の新規事業化が決定し大きな一歩を踏み出したが、未だ事業化の目途が立っていない区間や、整備中ではあるが具体的な開通見通しが公表されていない区間もあることから、今後も官民一体となり全線の早期開通に向けて要望活動等に取り組まれるとともに、本協議会のさらなる事業の展開を期待するものである。

(3) 多様な担い手組織アクションサポート事業補助金 （串間市農業リーダー協議会）

- ① 補助金の会計経理について、各種出納関係帳票、預金通帳、領収書等の証拠書類を確認したところ計数等に誤りはなく、適正に執行されている。各種活動についても事業計画に基づき実施されていることが認められた。なお、団体の会員構成として都井地区、市木地区在住者がいない状況であるので、会員加入に向け行政と協力し、事業に取り組まされたい。
- ② 先進地視察において、宮崎県総合試験場にて食用かんしょにおける茎・根腐敗症について研修を受けたとのことである。研修で得たことを農家に広く情報提供・指導を行い、今後とも病気の終息に向けて農業者のリーダーとして尽力されたい。

(4) まち・ひときらめく☆よかまち創造事業補助金（Bright Light）

- ① 補助金の会計経理について、各種出納関係帳票、預金通帳、領収書等の証拠書類を確認したところ計数等に誤りはなかったが、公演委託料については出演者ごとに領収書を受領すべきであると思料する。
- ② 会計処理の負担軽減と効率化を図るため、銀行からの払い出しをまとめて行っているとのことであるが、資金前渡により必要な額を支出した上で適宜精算するなど、会計処理の方法を改善されたい。

- ③ 当該補助金を活用しての事業としては1年目であるが、会員の努力によりコンサートチケットを計画より多く販売しており、当初の事業計画以上の活動内容であると思われる。チケット売り上げの大幅な増に伴い新たな科目設定などの補正がなされているが、補助金交付要綱第12条に基づき、計画変更承認申請書の提出が必要であると思料するので、所管課と協議の上、速やかに対応されたい。なお、当該事業に係る補助金の交付要綱は終期が定められていないため、明記されたい。

(5) 串間市淡水魚増殖事業補助金（串間市淡水漁業協同組合）

- ① 補助金の会計経理について、各種出納関係帳票、預金通帳、領収書等の証拠書類を確認したところ計数等に誤りはなく、適正に執行されている。組合員の減少等により運営は厳しい状況であるが、今後も淡水魚の繁殖保護を推進し、適正な漁場管理を行いながら、淡水漁業の普及を継続していけるよう行政と協力し、事業に取り組まされたい。

(6) 地域安全対策補助金（串間市防犯協会）

- ① 補助金の会計経理について、各種出納関係帳票、預金通帳、領収書等の証拠書類を確認したところ計数等に誤りはなかったが、職員給与の支給については、「串間地区防犯協会事務職員の給与及び役員等の旅費に関する規定」第3条により、毎月末日の支給と定められているので、規定に基づき適正な事務執行に努められたい。

- ② 当該事業に係る補助金交付要綱については、申請書に添付すべき書類等に係る規定が定められていないので、改正を図られたい。

(7) 串間市文化協会育成補助金（串間市文化協会）

- ① 補助金の会計経理について、各種出納関係帳票、預金通帳、領収書等の証拠書類を確認したところ計数等に誤りはなかったが、誤謬が多く見受けられたので、事務処理等の適正な執行に努められたい。所管課においては、補助金交付申請時や精算時に確認し、指導に努められたい。

- ② 会計処理の負担軽減と効率化を図るため、銀行からの払い出しをまとめて行っているとのことであるが、資金前渡により必要な額を支出した上で適宜精算するなど、会計処理の方法を改善されたい。

- ③ 当該事業に係る補助金交付要綱については、申請書に添付すべき書類等に係る規定が定められていないので、改正を図られたい。

(8) 串間市立図書館指定管理（一般社団法人 翼）

- ① 即時の支払いに対応するため、預金の一部を手持ち資金として保管しているとのことであるが、当該資金に係る現金出納簿については、現在高の記載欄が不備となっているので、様式の改善を図られたい。また、事故防止のため適宜精算を行い、適切な資金管理に努められたい。なお、所管課においては、毎月の指定管理者との協議の中で支出状況等も含めて確認し、指導を徹底されたい。
- ② 指定管理に係る会計経理について、各種出納関係帳票、預金通帳、領収書等の証拠書類を確認したところ、予算執行状況において、一部不用な流用が見受けられたので、適切な予算執行に努められたい。また、出納関係帳票については、責任の所在を明確にするため起票者、決裁者等の印鑑を押印する等、改善を図られたい。
- ③ 施設における1件3万円以上の修繕等については、基本協定書第15条において市が行うことと記載されているが、緊急を要する突発時の修繕においては、利用者に不便がかからないよう、所管課においては速やかに対応を図られたい。なお、開館より約30年が経過し、経年劣化による修繕等も必要となってきたことから、年次的な修繕計画により適正な施設の維持管理に努められたい。
- ④ 図書館の管理運営に当たっては、民間ノウハウを生かした自主事業を積極的に行うなど、利用者増を図る取組も実施されており、評価できるものである。今後とも市民サービスの向上を目指し、施設運営に努力されるよう期待するものである。